

そして、国は、市町村に対して子ども・子育て支援交付金（地域子育て支援拠点事業に係る分）（以下「交付金」という。）を交付して、拠点事業に要する費用の一部を補助している。

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成 26 年雇児発 0529 第 18 号。以下「実施要綱」という。）等によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に拠点事業に専ら従事する者（以下「専任の者」という。）を 2 名以上配置することなどが実施要件とされている。

また、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成 28 年府子本第 474 号内閣総理大臣通知）等によれば、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 地域子育て支援拠点の開設日数、専任の者の配置状況等に応じた区分により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を基本額とし、これに国の負担割合 3 分の 1 を乗ずるなどして得た額を交付金の交付額とする。

本院が、4 県の 10 市において会計実地検査を行ったところ、1 市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	事 業 費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める交付 金相当額
(15) 千 葉 県	印 西 市	子ども・子 育て支援交 付金(地 域 子育て支援 拠点)	2、3	千円 333,418	千円 115,157	千円 11,267	千円 3,756

印西市は、令和 2、3 両年度に、24 か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を 2 名以上配置するなどして拠点事業を実施したとして、拠点事業に係る基本額を計 333,418,326 円として千葉県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計 115,157,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、3 か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を 2 名以上配置するなどしておらず実施要件を満たしていないなどしていたのに、これに係る基準額を拠点事業全体の基準額に含めるなどしていたため、基本額が過大に算定されていた。

したがって、2、3 両年度の適正な基本額を算定すると計 322,150,658 円となることから、前記の基本額 333,418,326 円との差額 11,267,668 円が過大になっており、これに係る交付金 3,756,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、千葉県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

沖縄科学技術大学院大学学園補助金等の交付額の算定に当たり、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が受け取った保険金等の取扱いを明確にすることにより、交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計（組織）内閣本府（項）沖縄政策費
部 局 等	内閣府本府

補助の根拠	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成21年法律第76号)、予算補助
補助事業の概要	沖縄科学技術大学院大学の設置・運営等に要する経費に対して補助するもの
損害回復費用に係る補助対象経費	4467 万余円(平成30年度～令和5年度)
上記に係る国庫補助金交付額	4467 万余円
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が受けた保険金等のうち、損害回復費用に充当されていなかった額	3135 万余円(平成30年度～令和5年度)
上記について、補助対象経費とした損害回復費用に保険金等を充当することとすると、減少すると認められた国庫補助金交付額	3135 万円

1 学園補助金の概要等

(1) 学園補助金等の概要

沖縄科学技術大学院大学学園法(平成21年法律第76号)によれば、国は、予算の範囲内において、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園(以下「学園」という。)に対して、沖縄科学技術大学院大学の設置・運営、学園以外の者と共同して行う研究の実施等の同法に規定する業務に要する経費について、その2分の1を超えて補助することができるとされている。

そして、内閣府は、学園に対して、沖縄科学技術大学院大学学園補助金(以下「学園補助金」という。)及び沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金(以下「施設整備費補助金」という。)を交付している(以下、これらを合わせて「学園補助金等」という。)

沖縄科学技術大学院大学学園補助金交付要綱(平成23年府沖振第279号)及び沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金交付要綱(平成17年府沖振第581号。以下、これらを合わせて「交付要綱」という。)によれば、内閣総理大臣は、同大学の設置・運営等に要する経費を補助対象経費として学園補助金を、また、学園が行う施設の整備(災害復旧を含む。)に要する経費を補助対象経費として施設整備費補助金を、それぞれ予算の範囲内で交付することとされている。

(2) 学園の資産等に対して学園が締結するなどした保険契約

学園は、台風、落雷等の災害や盗難等の偶発的な事故により構内に所有する建物、屋外設備・装置等の資産に生じる損害、その他学園に生じる損害に備えて保険会社との間で火災^(注)保険契約、海外旅行保険契約、自動車保険契約、学生教育研究賠償責任保険契約等を締

結するなどしている(以下、これらの保険契約の対象となる学園に生じた損害を「学園損害」という。)

そして、学園は、それぞれの保険契約に基づき、保険会社に対して保険料等を支払い、学園損害が発生した場合、その回復を図るため実施する修繕工事等の費用(以下「損害回復費用」という。)に係る学園損害の補償として、保険会社に対して請求を行うことなどにより、保険金等を受け取ることが可能となっている。

学園によれば、これらの保険契約については、損害回復費用に受け取った保険金等を充当して、損害回復費用の財源を確実に確保して運営に支障が生じないようにするためのものであるとしている。

(注) 学生教育研究賠償責任保険契約 公益財団法人日本国際教育支援協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者(補償を受けられる者)とする、同協会と保険会社との間の団体契約であり、学園は、当該契約に学生全員を加入させ、同協会に対して保険料相当額を支払っている。そして、学生による学園損害が発生した場合、当該契約に基づき、学生が保険会社に対して請求する保険金について、学生が保険会社に指図することにより、学園損害に応じた保険金相当額を損害を受けた学園が保険会社から直接受け取ることが可能となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、学園補助金等の交付額の算定に当たり、学園損害の補償として学園が受け取った保険金等が適切に考慮されているかなどに着眼して、平成30年度から令和5年度までの間に学園に交付された学園補助金等の補助対象経費に含まれる損害回復費用計4467万余円(学園補助金等交付額同額)を対象として検査した。

検査に当たっては、学園において、学園補助金等に係る実績報告書等の書類を確認するなどするとともに、内閣府本府において、学園が締結するなどした保険契約に基づいて受け取った保険金等の取扱いについて確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

学園は、保険金等を実際に受け取るまでには時間を要すること、保険会社から受け取った保険金等のみでは損害回復費用の全額を賄えるか分からないことなどから、平成30年度から令和5年度までの間に発生した災害、盗難等により損害を受けた学園の資産等について、早急に修繕工事等を行い通常どおりに学園の運営をすべく学園補助金等を充当して学園損害に係る修繕工事等を行っていた。そして、平成30年度から令和5年度までの間に学園が支出した損害回復費用計6804万余円のうち、修繕工事等の実施前に保険金等を受け取っていたことから、これを財源とした損害回復費用計2337万余円を除く残額の4467万余円を各年度の補助対象経費に含めて同額の学園補助金等の交付を受けていた。

他方、学園は、災害等により学園損害が発生したため、保険会社と締結するなどした火災保険契約等の各種保険契約に基づき、学園損害に対して業者から徴した修繕工事費等に係る見積書等を保険会社に送付して保険金等を請求するなどして、保険会社から上記の損害回復費用6804万余円に係る学園損害の補償として保険金等計5473万余円を受け取っていた。

しかし、内閣府は、保険金等の取扱いについて交付要綱等に特段の定めをしていなかった。このため、上記の保険金等5473万余円のうち、前記のとおり2337万余円については損

害回復費用に充当されていたものの、学園補助金等の額の確定後に受け取るなどした保険金等 3135 万余円については補助対象経費とした損害回復費用に充当されていなかった。

そこで、学園補助金等の交付額の算定に当たり、補助対象経費とした損害回復費用 4467 万余円に保険金等 3135 万余円を充当することとして交付額を算出すると、国庫補助金交付額は当初交付額と比べて計 3135 万余円減少することになると認められた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

学園は、令和 3 年 8 月の落雷による第 1 エネルギーセンター特高電気室 A 系制御用蓄電池等の損傷を復旧するための修繕工事等に係る契約計 12 件、計 2457 万余円の損害回復費用を補助対象経費に含めて 3 年度に同額の学園補助金の交付を受けていた。

他方、学園は、構内に所有する建物、屋外設備・装置等の資産が損害を受けた場合に備えて、2 年 9 月に保険期間を 1 年として保険会社との間で締結した火災保険契約に基づき、同修繕工事等に係る見積書を同社に提出するなどして保険金を請求して、損害回復費用に係る学園損害の補償として学園補助金の額の確定後である 4 年 8 月に保険金 2063 万余円を受け取っていた。

そこで、学園補助金の交付額の算定に当たり、補助対象経費とした損害回復費用 2457 万余円に保険金 2063 万余円を充当することとして交付額を算出すると、国庫補助金交付額は当初交付額と比べて 2063 万余円減少することになると認められた。

このように、内閣府が保険金等の取扱いについて交付要綱等に特段の定めをしていなかったため、学園において受け取った学園補助金等と保険金等との合計額が補助対象経費とした損害回復費用を超過していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、内閣府において、学園補助金等の交付額の算定に当たり、保険金等の取扱いについて検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、内閣府は、6 年 8 月に、学園に対して通知を発して、毎年度、学園補助金等の交付決定において、学園が受け取った保険金等を損害回復費用に充当することとし、学園補助金等の額の確定後に保険金等を受け取ることとなった場合には、当該保険金等を補助対象経費とした損害回復費用に充当し、充当した額を補助対象経費から除外する修正を行った実績報告書を再提出させるなどの条件を付した上で学園補助金等の交付額の算定を行うこととする処置を講じた。